

平成 28 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

平成 29 年 8 月

日吉津村監査委員

発日監第 22 号

平成29年8月30日

日吉津村長 石 操 様

日吉津村監査委員 岡 嶋 利 行

日吉津村監査委員 三 島 尋 子

平成28年度決算に係る健全化判断化比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94条）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の状況について、審査意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年度決算に係る健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、村長から提出された平成 28 年度に係る次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

平成 29 年 8 月 8 日・17 日

3 審査の方法

村長から提出された比率と算定になった事項を記載した書類について

- 1 健全化判断比率は、関係法令等に沿って正確に算定されているか
 - 2 健全化判断比率の算定の基礎となった事項を記載した書類は、一般会計及び特別会計の決算書類等に基づいて適正に作成されているか
- などを重点に、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行い、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、決算審査の結果も参考に審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は次のとおりであり、いずれも健全化基準未満であった。

（単位：%）

区分	平成 28 年度 (A)	平成 27 年度 (B)	増減 (A) - (B) ポイント	法に定める基準	
				早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—		15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	—		20.0	30.0
実質公債費率	7.6	7.0	0.6	25.0	35.0
将来負担比率	9.0	19.9	△10.9	350.0	

※ 「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がないことを表している。

5 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

1 一般会計の実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率はない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}} = \text{— \%}$$

— 千円

1,351,026 千円

※ 一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。20%以上は財政再生団体となる。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字額は生じていないため、連結実質赤字比率はない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}} = \text{— \%}$$

— 千円

1,351,026 千円

※ 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。30%以上は、財政再生団体となる。

連結実質赤字額の内訳

(単位：千円)

区分	会 計 名	連結実質赤字額等	
		赤字額	黒字額
一般会計及び 公営企業以外 の特別会計	日吉津村一般会計	—	13,284
	日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計	—	9,026
	日吉津村後期高齢者医療特別会計	—	13
公営企業の 特別会計	日吉津村公共下水道事業特別会計	—	171
合 計		—	22,494

(3) 実質公債費比率

地方税や普通交付税等の一般財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるもの、一部事務組合負担金のうち公債費に該当するものを含めた実質的な公債費相当額から、普通交付税が措置されている額を控除した額の占める割合の前3か年度の平均値。 現時点においては、問題はない。

$$[(1) + (2)] - [(3) + (4)]$$

各年度の実質公債費比率 = $\frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)}$

- (1) 地方債の元利償還金の額（転貸債権、繰上充用償還分を除く）
- (2) 地方債の元利償還に準ずるもの（準元利償還金の額）
- (3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源の額
- (4) 地方債の元利償還に要する経費として、普通交付税の額に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- (5) 標準財政規模の額

平成 26 年度比率 7.58359 %	平成 27 年度比率 7.29909 %	平成 28 年度比率 8.09133 %
実質公債費比率 = $\frac{(1)}{(2) + (3)}$		= 7.6%
(3か年平均)		3

実質公債費比率の算定内訳 (単位: 千円)

区分	実質公債費比率 3か年平均 (%)	各年度の 実質公債 費比率 (%)	(1) 地方債の元 利償還金の 額	(2) 準元利償 還金の額	(3) 元利償還 金等に充 てられた 特定財源 の額	(4) 算入公債 費等の額	(5) 標準財政 規模の額
平成 26 年度	7.1	7.58359	185,301	26,439	5,873	50,814	1,296,765
27 年度	7.0	7.29909	183,239	23,626	5,698	46,154	1,352,657
28 年度	7.6	8.09133	186,015	21,438	4,403	39,908	1,351,026

※ 実質公債費比率が 18%以上は、地方債の発行に際し県知事の許可が必要となる。25%以上は、財政の早期健全化のため財政健全化計画を定めることになる。35%以上になると、財政再生団体として財政再生計画を定めることになり、地方債の発行が制限される。

(4) 将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

A 将来負担額 2,992,391 千円	—	B 充當可能財源等の額 2,883,074 千円
将来負担比率 =		= 9.0 %
C 標準財政規模の額 1,351,026 千円	—	D 算入公債費等の額 137,245 千円

将来負担比率の算定内容

(単位:千円、%)

	平成 28 年度		平成 27 年度		増 減
	算定額	A構成比	算定額	A構成比	
1 一般会計等に係る地方債の現在高	2,118,129	70.8	2,052,758	69.1	65,371
2 債務負担行為に基づく支出予定額	404,094	13.5	501,755	16.9	△97,661
3 一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰り入れ見込み額	89,872	3.0	47,689	1.6	42,183
4 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込み額	138,933	4.6	138,703	4.7	230
5 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込み額	193,863	6.5	185,325	6.2	8,538
6 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込み額	47,500	1.6	44,500	1.5	3,000
ア 村が設立した土地開発公社の負担に係るもの					
イ 村が拠出している一般財團法人の負債に係るもの	27,000		18,000		9,000
ウ 村が資本している株式会社の負担に係るもの	20,500		26,500		△ 6,000
7 連結実質赤字額	0	0	0		
8 組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込み額	0	0	0		
A 将来負担額 (1~8 の計)	2,992,391	100.0	2,970,730	100.0	21,661
9 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	890,033		860,278		29,755
10 地方債の償還額等に充当可能な特定可能な特定歳入の見込み額	0		2,056		△ 2,056
11 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	1,993,041		1,865,477		127,564
B 充當可能財源等の額 (9~11 の計)	2,883,074		2,727,811		155,263
C 標準財政規模の額	1,351,026		1,352,657		△ 1,631
D 算入公債費等の額	137,245		136,820		425

6 審査意見

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率は、算定の基礎となる事項を記した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。また、いずれも早期健全化基準未満であった。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計決算の実質収支は黒字であり、問題はない。

② 連結実質赤字比率

特別会計においても実質収支は黒字であり、連結実質赤字額は生じないので問題はない。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率の早期健全化基準は25%である。また、18%を超えると地方債の借り入れが県知事の許可が必要となるが、その数値を下回っている。平成26年度は7.1%、27年度は7.0%、28年度は7.6%と前年度より0.6ポイント上がったが低い水準で推移しており、地方債の返済や資金繰りの指標として問題はない。

④ 将来負担比率

平成26年度は41.0%、27年度は19.9%であったが、28年度は9.0%と低下した。将来負担比率の早期健全化基準350.0%を大きく下回っており、地方債の返済や資金繰りの指標として問題はない。

(3) 是正改善を要する事項

下水道事業の起債償還が終えんを迎えており、今後、公共施設の新設や修繕が必要になることも考えられる。現在のところ財政運営に問題はないが、将来を見据えた運営に努めていただきたい。

平成 28 年度決算に係る資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき、村長から提出された次の公営企業会計における平成 28 年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

（1）日吉津村公共下水道事業特別会計

2 審査の期間

平成 29 年 8 月 8 日・17 日

3 審査の方法

村長から提出された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

（1） 資金不足比率は、関係法令等の規定に従って作成された資料に基づいて正確に算定されているか

（2） 資金不足率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、決算書類に基づいて適正に作成されているか

などを重点に、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行い、あわせ、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し決算審査の結果も参考に審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された資金不足率は、経営健全化基準未満である。

公営企業の資金不足比率

会 計 名	平成 28 年度	平成 27 年度	法に定める 軽々健全化基準
日吉津村公共下水道事業特別会計	—	—	20

※ 「—」は、資金不足が生じていないことを評している。

※ この比率は、資金の不足額が事業の規模に占める割合である。公営企業会計において経営健全化基準が 20 %以上になった場合は、経営の健全化計画を定めることになる。

5 資金不足比率の状況

公営企業会計においては、資金の不足は生じていないため、資金不足率はない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \quad \text{千円}$$

164,914 千円

(単位：千円、%)

会計名	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A/B)
日吉津村公共下水道事業特別会計	—	164,914	—

※ 資金不足比率の「—」は、資金の不足が生じていないため、資金不足率がないことを表している。

6 審査の意見

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(2) 個別意見

平成28年度公共下水道事業特別会計決算では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第16条に規定する資金の不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。